

「POP s 廃農薬の処理に関する技術的留意事項」の改訂について

平成 21 年 8 月

環境省廃棄物・リサイクル対策部
適正処理・不法投棄対策室

「POP s 廃農薬の処理に関する技術的留意事項」（以下「技術的留意事項」という。）の策定（平成 16 年 10 月）以降、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の締約国会合における「POP s 廃棄物の環境上適正な管理に関する総合技術ガイドライン」の採択、また、国内における「埋設農薬調査・掘削等マニュアル」（平成 20 年 1 月 17 日環境省水・大気局土壌環境課農薬環境管理室）の策定といった情勢の変化や新たな知見の蓄積、実際の運用に際しての課題等に対応するため、今般、技術的留意事項の改訂を行った。改訂版の概要は以下のとおり。

1. 対 象 【本留意事項：2. 対象 参照】

POP s 条約対象物質のうち、埋設処分実績のあるアルドリン、クロルデン、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、DDT 及び BHC の 9 物質。

2. 掘削後の保管 【本留意事項：4. 掘削後の保管 参照】

掘り上げた POP s 廃農薬は、生活環境の保全上支障のないように保管すること。保管に用いる容器は、密閉かつ損傷しにくいものとし、保管の場所は、囲い及び掲示板を設けるとともに、POP s 廃農薬の飛散・流出・地下浸透・悪臭発散の防止及び他の物が混入するおそれのないように仕切り等の措置を講じたうえで、定期的に保管状況の目視による監視等を行うこと。

3. 処理委託 【本留意事項：5. 処理委託 参照】

POP s 廃農薬の収集運搬又は処分を委託する場合には、処理業者であって、POP s 廃農薬の分類がその事業の範囲に含まれている者に対して行うとともに、POP s 廃農薬の取扱いに関して十分な知識及び技術を有する者であることを確認する。また、排出事業者は処理業者に対して、POP s 廃農薬の種類、数量、性状、荷姿、取り扱う際の注意事項を通知するとともに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の内容を確認し、5 年間保存しなければならない。

4. 収集運搬 【本留意事項：6. 収集運搬 参照】

POP s 廃農薬の収集運搬に当たっては、POP s 廃農薬が飛散、流出しないようにするとともに、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。また、運搬容器に収納し、飛散流出対策を講ずるものとする。

5. 分解処理 【本留意事項：7. 分解処理 参照】

5. 1 分解処理の方法

分解処理方法は、POP s 廃農薬が確実に分解され、かつ、POP s 廃農薬の分解処理後の残さ及びダイオキシン類の排出濃度が排出目標を超えない方法であること。

5. 2 分解処理時に達成すべき分解率と排出目標

(1) 分解処理に当たっては以下を目標とすること。

- ① 処理の対象となるPOP s 廃農薬毎に分解率が 99.999%以上であること。
- ② 分解処理後の残さ中のPOP s 廃農薬濃度が、以下の数値を超えないこと。なお、残さに加えて排ガス及び排水中のPOP s 廃農薬濃度を確認し、これらの目安を満たすことを確認することが望ましい。

POP s 廃農薬	残さ (mg/kg)	排ガス (mg/m ³ N)	排水 (mg/L)
アルドリン*	4.1	0.0175	0.0026
クロルデン	20	0.0085	0.013
ディルドリン*	4.1	0.0175	0.0026
エンドリン	8.3	0.0355	0.0053
ヘプタクロル	4.1	0.0175	0.0026
DDT	50	1.75	0.26
BHC	50	0.85	0.13

※ アルドリン及びディルドリンは含量としての値を示す。

- ③ ダイオキシン類の排出濃度が、廃棄物処理法及びダイオキシン類対策特別措置法における他の施設での基準値を超えないこと。

ア 排ガス 0.1ng-TEQ/m³N

イ 排水 10pg-TEQ/L

ウ 残さ 3 ng-TEQ/g

(2) 分解処理時の分解率及び排出目標の確認は、性状が一定とみなすことのできるPOP s 廃農薬に対して、本格的な分解処理を開始する前の確認試験時に行うこと。なお、POP s 廃農薬の分解処理期間が6ヶ月以内の場合は分解処理期間中に1回以上、6ヶ月を超える場合は、6ヶ月に1回以上の頻度で排出目標の確認を行うことが望ましい。

時期	分解率	POP s 廃農薬濃度※ ¹	ダイオキシン類 濃度
本格的分解処理開始前の確認試験時	○	○	○
投入条件の再設定時（性状変更等）※ ²	○	○	○
分解処理時（一定性状のPOP s 廃農薬を連続して分解処理する場合）			
6ヶ月未満→処理期間中1回以上		○	○
6ヶ月以上→6ヶ月に1回以上		○	○

※¹ 残さ中のPOP s 廃農薬濃度に加え、排ガス・排水中のPOP s 廃農薬の排出濃度についても測定することが望ましい。

※² 投入条件の再設定時（性状変更等）とは、農薬濃度、含水率等の性状が目標範囲を外れた等の理由により投入条件を再設定する必要が生じた場合を指す。